

本年から、新しくふるさと納税制度がスタートしました。これは、出身地や特別に応援したいと思う都道府県や市町村に寄付をすることで、所得税やお住まいの市町村の個人住民税が軽減される制度です。ふるさと納税で、遠く離れた地から町を応援しませんか。

ふるさと納税制度で町を応援しませんか

【問い合わせ】役場企画財政課
財政担当(☎82-3111内線431)

選択できる使い道

納めていただいた「ふるさと納税」は、町のさまざまな事業に使われますが、産業振興や福祉など、使い道を特定の分野に指定することができます。



ご寄付していただく際に、次の8項目から希望する使い道をお選びください。

選べるふるさと納税の使い道

- ①産業振興…農林水産業などの地域特性を生かした産業の振興に使用します。
- ②環境対策・生活基盤整備…山田の海を守る会事業などの環境保全や道路などの生活基盤整備に使われます。
- ③福祉…高齢者や障がいがある方とともに支え合い、ともに生きる地域福祉事業に使われます。
- ④子育て支援…子供を安心して生み育てることができる社会環境づくりに使われます。
- ⑤教育・文化…心豊かでたくましく生きるひとづくり事業に使われます。
- ⑥地域づくり…住民参加と協働で自律を目指すまちづくりに使われます。
- ⑦その他…使い道について、特にご希望がある場合は具体的に指定することができます。
- ⑧町政一般…町長に使い道をお任せします。

税額が軽減されます

ふるさと納税として納めていただいた金額のうち、5,000円を超える分が所得税と住民税の控除対象になり、確定申告や住民税申告をすることで税額が軽減されます。
所得税軽減額＝(年間寄付額－5,000円)×所得税率

住民税軽減額＝次の①と②の合計

- ①基本控除＝(年間寄付額－5,000円)×10%
 - ②特例控除＝(年間寄付額－5,000円)×(90%－所得税率)
- ※年間寄付額は、1月から12月までの間の寄付合計額です。控除対象になる寄付額には上限があります。

軽減を受けるためには確定申告か住民税申告が必要です
ふるさと納税を納めていただいた方には、受領書と「寄

納付方法は4種類

納付方法は次の4種類となります。「ふるさと納税申出書」でご希望の納付方法を選択し、必要事項を記入してお送りください。

ふるさと納税申出書の用紙を希望する方には、郵送やファクス、電子メールでお送りいたします。また、山田町役場ホームページでダウンロードすることもできますので、ご利用ください。

役場ホームページ <http://www.town.yamada.iwate.jp/>

納付方法

- ①金融機関で納付
納付書をお送りしますので、金融機関でお納めください。なお、現在利用できる金融機関は岩手銀行と北日本銀行の本店、各支店となっています。
 - ②全国のゆうちょ銀行・郵便局で納付
納付書をお送りしますので、ゆうちょ銀行・郵便局でお納めください(全国どこでも利用できます)。
 - ③現金書留で納付
現金書留にてお送りください。なお、郵送料はご負担いただきますよう、お願いいたします。
- 送付先**
〒028-1392岩手県下閉伊郡山田町八幡町3-20
山田町役場「ふるさと納税」担当あて
- ④役場に現金を持参して納付
直接現金でも納付できます。役場4階の企画財政課へお越しください。

附証明書」が発行されますので、この書類を添えて確定申告または住民税申告をしてください。控除によって所得税が軽減された場合、源泉徴収の方は還付となり、申告納税の方は納める税額が少なくなります。また、住民税が軽減される場合は翌年度の税額が少なくなります。

《参考》所得税率

課税所得	税率
195万円以下	5%
195万円超～330万円以下	10%
330万円超～695万円以下	20%
695万円超～900万円以下	23%
900万円超～1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%